

災害廃棄物処理に係る
市町等初動マニュアル
(第3版)

令和元年5月
(令和5年9月改訂)

広島県

目次

はじめに	1
(1) 目的	1
(2) 本マニュアルの位置付け	1
(3) 本マニュアルの対象者	1
(4) 本マニュアルの目標と対象範囲	1
(5) 本マニュアルの構成	1
(6) 本マニュアルの見直し	1
1. 組織体制の確立	4
(1) 職員の安否及び参集状況の確認 [発災直後～]	4
(2) 組織体制の検討 [発災直後～]	4
(3) 庁内の連携 [発災直後～]	4
(4) 他組織との連携 [発災1日後～]	4
2. 情報収集・報告	6
(1) 被害状況の把握 [発災当日～随時更新]	6
(2) 情報の共有・報告 [発災1日後～随時更新]	7
3. 支援要請・支援受入	10
(1) 支援メニューの確認 [発災1日後]	10
(2) 支援を要請する事項・内容の確認 [発災2日後～1週間]	11
(3) 支援要請 [発災2日後～1週間]	11
(4) 支援の受入れ [発災3日後～2週間]	12

(5) 県と関係団体の協定に基づく無償支援の期間について.....	12
4. 一次仮置場の確保・運営.....	13
(1) 場所の選定 [発災1日後～2日後]	13
(2) 管理体制・レイアウト等の決定 [発災1日後～2日後]	14
(3) 住民への周知 [発災1日後～2日後]	16
(4) 搬入開始 [発災1日後～2日後]	17
(5) 一次仮置場からの搬出開始 [発災1週間後～]	18
5. 収集・運搬体制の確保.....	19
(1) 収集対象箇所の把握 [発災1日後～随時更新]	19
(2) 運搬車両・人員の確保 [発災1日後～1週間後]	19
(3) 収集・運搬方針の決定 [発災1日後～2日後]	20
(4) 運搬開始 [発災2日後～1週間後]	20
6. 住民等への広報.....	22
(1) 広報項目の整理 [発災1日後～2日後]	22
(2) 広報・周知の実施 [発災1日後～随時]	22
(3) 問合せ対応 [発災直後～]	23
7. 受入先の確保（緊急対応等）.....	24
(1) 一次仮置場の運用状況の把握 [発災1日後～随時更新]	24
(2) 処理先への搬出 [発災1週間後～]	25
(3) （緊急的な搬出が必要な場合）一括委託による搬出 [発災1週間後～]	25
8. その他（初動対応期以降に発生する業務への準備）.....	26

はじめに

(1) 目的

平成 30 年 7 月豪雨災害における災害廃棄物の処理に当たっては、災害廃棄物処理計画に基づき、業界団体や県外大手処理業者の協力を得るなどによって、廃棄物を生活圏域から可能な限り速やかに撤去することを目指して、取り組んできた。

しかしながら、災害廃棄物処理計画では、国や他県自治体職員、業界団体などからの支援の受入や要請に関する具体的な対応方法や手順が定められていないため、処理体制を構築するまでに時間を要したこと、あらかじめ具体的な仮置場を想定できていなかったため、人家に近い場所に廃棄物が積み上がったことなどの課題が明らかになった。また、災害廃棄物の処理は市町が主体となり地域の民間業者等の力を活用しながら対応に当たる必要があるが、具体的な業務内容と手順が整理されておらず、適切に対応できない例もあった。

このため、災害廃棄物処理計画を補完するものとして、この度の災害における対応を振り返り、発災直後から機能する体制やルールづくりを行うなど、国や市町、業界団体と協力しながら、今後の対応に係る具体的な改善策を定めた初動マニュアルを策定するものである。

(2) 本マニュアルの位置付け

本初動マニュアルは、災害廃棄物の処理主体である市町の対応を中心とした、標準的なモデルとして作成するものである。

県は、市町等へマニュアルを提示したうえで、本マニュアルを基本とした対応及び実情に応じた詳細な各市町の初動マニュアルの作成を依頼しており、多くの市町で作成が進められたところであるが、必要に応じて今回の更新内容を市町のマニュアルにも反映する。

(3) 本マニュアルの対象者

本マニュアルは、市町及び県の職員を対象とし、市町の災害廃棄物担当課の職員が行う対応を主体に示すものである。(本文中、特に明記していない場合は市町が対応主体。県が対応するものは「県の役割」と明記した。)

なお、災害廃棄物対応における市町及び県の主な役割は次のとおり。

市町	災害廃棄物の処理主体 ○廃棄物の撤去、運搬、処分 ○仮置場の設置・運営
県	処理主体である市町への支援 ○関係団体・機関との広域的な調整 ○専門家派遣等による技術的支援 ○県管理埋立地（土砂・廃棄物）での廃棄物等の受入れ ○市町からの事務委託を受け処理を実施

(4) 本マニュアルの目標と対象範囲

本マニュアルは、発災後の「生活圏域における災害廃棄物の可能な限り速やかな撤去」を目指すものである。

対象範囲は、災害廃棄物処理のうち、発災後概ね 2 週間以内に対応すべき初動に関する事項とする。(具体的な範囲は図 1 のとおり。)

なお、初動対応期間内に達成すべき事項は次のとおり。

- 庁内外の関係機関と連携し、当面の対応を行うための組織体制を確立する。
- 一次仮置場を確保し、運営する。
- 収集運搬体制を確保する。
- 適切な広報により分別排出への協力を得る。

※ 災害時における通常の生活ごみ、し尿処理体制の確保は本マニュアルでは直接触れないが、発災直後からの通常の生活ごみ、し尿の状況把握及び処理体制の確保についても併せて対応が必要になる。

(5) 本マニュアルの構成

本マニュアルの構成は、初動対応のタイムラインを踏まえて、表 1 のとおりとした。

(6) 本マニュアルの見直し

県は今後、県及び市町の担当職員を対象とした図上訓練の実施や、今後発生する実際の災害対応から得られる課題等を踏まえ、必要に応じて、本マニュアルの見直しを行う。

※ マニュアルを第二版、第三版と順次改訂する。(改定履歴・理由は別冊で保存する。)

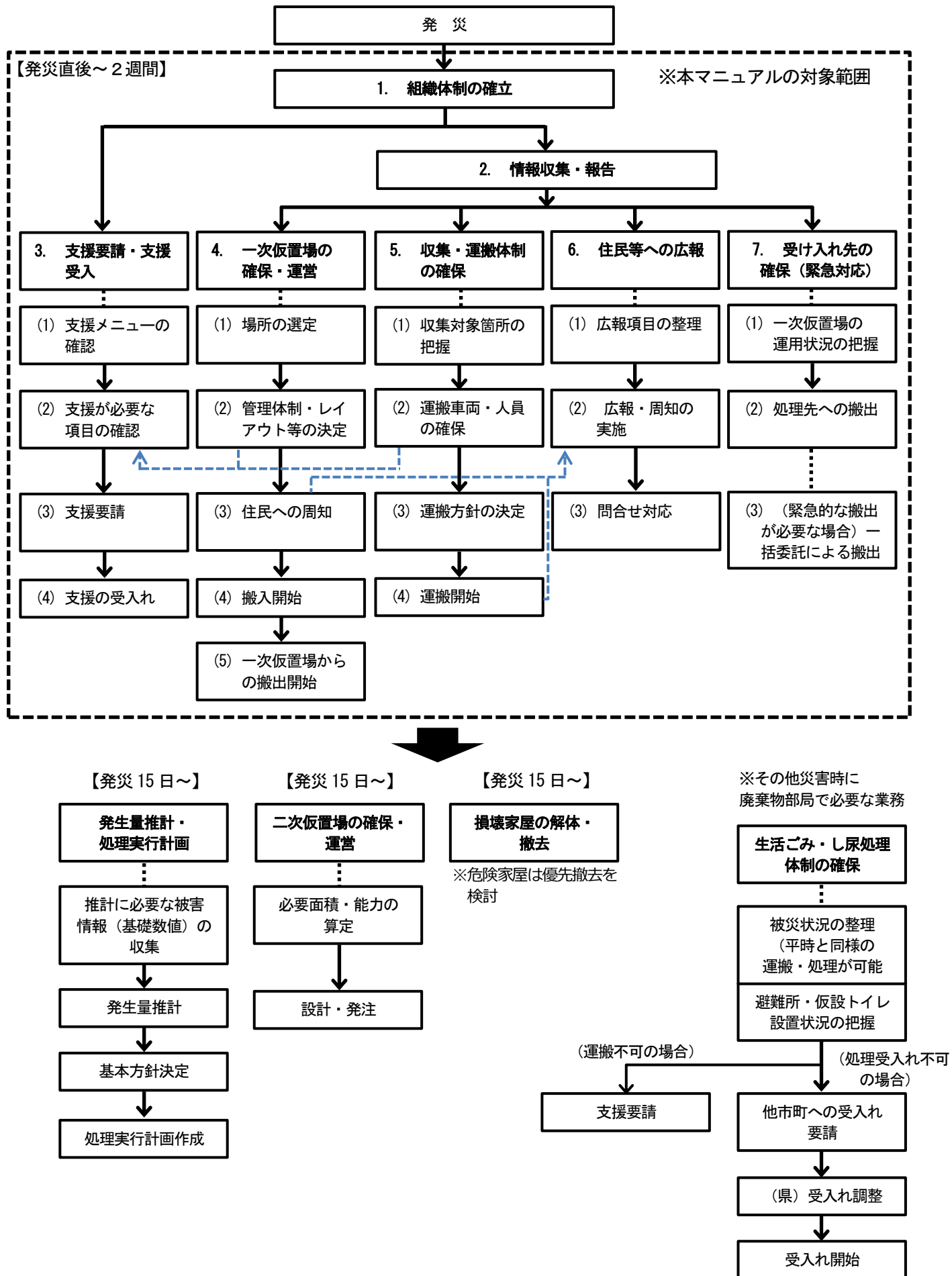



図1 本マニュアルの対象範囲

注: 【発災当日～】などのスケジュールは目安

表1 発災時の初動対応タイムライン

	発災	1日後	2日後	3日後	1週間	2週間
1. 組織体制の 確立 (p. 4~p. 5)	(1) 職員の安否及び 参集状況の確認 (2) 組織体制の検討 (3) 庁内の連携	(4) 他組織との連携				
2. 情報収集・報 告 (p. 6~p. 9)	(1) 被害状況の把握	(2) 情報の共有・報告				
3. 支援要請・支 援受入 (p. 10~p. 12)	(1) 支援メニ ューの確認	(2) 支援が必要な項目の確認 (3) 支援要請	(4) 支援の受入			
4. 一次仮置場 の確保・運営 (p. 13~p. 18)	(1) 場所の選定 (2) 管理体制・レイアウト等の決定 (3) 住民への周知 (4) 搬入開始	(5) 一次仮置場か らの搬出開始				
5. 収集・運搬体 制の確保 (p. 19~p. 21)	(1) 収集対象箇所の把握 (2) 運搬車両・人員の確保 (3) 収集・運搬方針の決定 (4) 運搬開始					
6. 住民等への 広報 (p. 22~p. 23)	(1) 広報項目の整理 (2) 広報・周知の実施 (3) 問合せ対応					
7. 受け入れ先の 確保（緊急対 応） (p. 24~p. 26)	(1) 一次仮置場の運用状況の把握 (2) 処理先への搬出 (3) (緊急的な搬出が必要な 場合) 一括委託による搬出					

※  : 取組み期間の目安
 ※数字は本マニュアル中の項目番号を示す

1. 組織体制の確立

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 発災時の役割分担が決まっておらず、初動時の対応が後手に回った。
- 廃棄物部門の人員不足（避難所・給水対応に人員をさかざるを得ず、他課からの応援も見込めなかった）。
- 専属組織の設置、要員の確保ができなかった。
- 土砂・廃棄物の担当部署の連携が不十分。

概要

- 災害廃棄物処理を円滑、迅速に行うため、発災後速やかに庁内の組織体制を確立する。
- 初動対応期に必要な役割分担は下表のとおり。

(1) 職員の安否及び参集状況の確認 [発災直後～]

- 所属職員の安否及び参集状況（見込み）の確認を行う。

(2) 組織体制の検討 [発災直後～]

- 災害本部組織体制の下での対応を基本とし、責務が果たせる人材と人員で構成するチームを設置して継続的な対応をする。
- 廃棄物部局内の役割分担を検討し、初動時の体制を決定する。その後、被害状況や災害の規模に応じて段階的に体制を整備する。
- 小規模自治体においては、少数の職員で多くの役割を兼務することとなるが、その場合でも各々の役割を可能な限り明確にしておく。
- 他課から応援要請があった場合でも、担当業務に時間を割けるように体制を構築することに留意する。

表 1-1 廃棄物部局の役割分担*

役割	業務内容	担当	人数（目安）
1. 組織体制の確立	職員の安否確認、他組織との連携等	廃棄物部局 リーダー	1名
2. 情報収集・報告	被害状況の把握、他組織への報告等	廃棄物部局担 当員及び他部 局からの応援	3名～6名
3. 支援要請・支援受入	支援要請、支援受入体制の確保等		
4. 一次仮置場の確保・運営	仮置場の選定、管理体制の確保等		
5. 収集・運搬体制の確保	収集・運搬方針の決定、車両の確保等		
6. 住民等への広報	広報項目の整理、広報の実施等		
7. 受け入れ先の確保 （緊急対応）	緊急搬出先の確保等		

※複数部局で役割分担を行い、連携して対応を行う場合もある。

(3) 庁内の連携 [発災直後～]

- 土木部局との連携方針（土砂・流木の処理主体、道路障害物の撤去方法、仮置場としての空地の利用等）の早期確認など、庁内関係部局との連携体制を確認する。
- 人手が不足する場合は、庁内他部署に応援を要請する。

(4) 他組織との連携 [発災 1 日後～]

- 対応人員、災害対応の知見の不足に対しては種々の人的支援や、専門家による支援（D. Waste-Net：災害廃棄物処理支援ネットワーク）などを活用（「3. 支援要請・支援受入」参照）する。

■平時における備え

- 発災時の組織体制を事前に整備する。
 - ・廃棄物担当部局だけでなく、全庁的な組織体制を検討する。
 - ・災害対応実績のある職員（異動者も含む）をリスト化し、災害時に臨時対応可能な体制を構築する。
- 特に土砂の処理対応を見越し、土木部局と事前に対処事項、対応方法を調整する。
- 発災時の情報収集に従事する要員を決めておく。（庁舎の近くに居住する等交通遮断の影響を受けない職員）

県の役割

- 市町と同様に役割区分に応じた担当を定め、国、市町等との連絡調整や被災市町への支援を行うための体制を整備する。

2. 情報収集・報告

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 発災後にどんな情報を収集すべきかわからなかった。
- 発災直後の情報提供・連絡は業務量の負担が大きかった。
- 他市町の状況も参考にしたかったが、情報が入ってこなかった。
- 発災直後に市民からの電話対応に追われ、県・市の電話連絡ができない状態が続いた。

■環境省災害補助金に関する留意事項

- 災害発生時は補助金の交付を受けることができる（「災害関係業務事務処理マニュアル」参照）。
- 「被災＝補助対象」ではなく、気象状況等が採択要件を満たしている必要がある。
- 災害報告書に、道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被災状況が確認できる写真を添付する必要がある。また、写真の撮影地点が地図上で確認できること。
※写真については、各自治体の災害対策本部で提供されるもので準用できればそれでも可。

概要

- 速やかに被害の状況、災害廃棄物処理対応の要否・規模を把握し、庁内関係課及び、県などの庁外関係機関と情報を共有する。
- 情報収集が必要な項目と情報の入手先は下表のとおり。

(1) 被害状況の把握 [発災当日～随時更新]

- 庁内の被害等の情報を収集する。

表 2-1 情報の収集内容と情報入手先

廃棄物部局が確認・作成する情報			
区分	情報収集項目	情報入手先（例）	県報告
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設被害状況・復旧見通し ・一般廃棄物処分委託業者及び許可業者の被害状況 ・関係ライフラインの供給状況・復旧見通し ・廃棄物受入れの状況及び復旧見通し 	廃棄物部局	※
仮置場の設置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所、規模、受入状況 	廃棄物部局 （＋土木部局）	※
災害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発生量（見込み）、事業費見込額 他 	廃棄物部局 （＋土木部局）	※
収集運搬車両等の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬車両、機材の被害状況 ・一般廃棄物収集運搬委託業者及び許可業者の被害状況 	廃棄物部局	
他部局から入手する情報			
道路・橋梁の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況と開通見通し 	災対本部共有情報	
建物の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害棟数（全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水） 	災対本部共有情報	
災害発生箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害発生箇所（区域） ・浸水被害発生箇所（区域） 	災対本部共有情報	
上下水道の被害及び復旧状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況 ・断水（水道被害）の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況 	水道部局	
避難所・避難者数	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所名 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数 	災対本部共有情報	

※県（循環型社会課）へ報告する事項（参考様式（様式1）掲載）

(2) 情報の共有・報告 [発災1日後～随時更新]

○庁内関係課と情報を共有する。

○一部の情報については様式1により県(循環型社会課)に報告する(原則として県が市町に情報提供を依頼する。)

報告方法は、電子メールを基本とするが、併せて電話連絡を行う等、複数の手段を併用して確実に情報が伝わるようにする。県は情報集約後、環境省(中国四国地方環境事務所)に報告する。

○廃棄物処理について一部事務組合を構成している場合は、組合及び他の構成市町との情報共有にも留意する。

■平時における備え

○庁内・庁外の情報収集・共有先(具体的な連絡先)を確認・整理しておく。

○災害発生時における県・市町間用電話や市民用電話対応窓口の増設等、通常の連絡手段が使用できない場合の対策を検討しておく。

県の役割

○仮置場の設置状況等の情報提供を市町に依頼し、情報を取りまとめる。

○被害が甚大で、県への速やかな情報集約が困難である場合は、情報連絡要員(厚生環境事務所・支所職員)が市町を訪問し、上述の被害情報等について能動的な情報収集を行う。

○国の担当課と定期的に連絡を取り、被害状況や支援体制、他県の状況等の情報収集を行う。

○とりまとめた情報は都度、全市町及び県厚生環境事務所・支所と共有する。

【関係機関連絡先】

機関名	住所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
広島県 循環型社会課	〒730-8511 広島市中区基町10番52号 南館 3階	082-513-2958	082-227-4815	kanjuncan@pref.hiroshima.lg.jp
環境省 中国四国地方環境事務所 資源循環課	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井一丁目4 番1号 岡山第2合同庁舎11階	086-223-1584	086-224-2081	REO- CHUSHIKOKU@env.go.jp

【参考：各市町・一部事務組合担当課連絡先】

市町・一部事務組合名	担当課	住所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス1	メールアドレス2*
広島市	環境政策課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2505	082-504-2229	ka-seisaku@city.hiroshima.lg.jp	—
呉市	環境政策課	〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号	0823-25-3302	0823-32-1621	kansei@city.kure.lg.jp	—
竹原市	市民課	〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号	0846-22-2279	0846-22-2280	shimin@city.takehara.lg.jp	—
三原市	環境施設課	〒723-0061 三原市八坂町10227番地	0848-63-1210	0848-67-6069	kankyoshisetsu@city.mihara.lg.jp	kankyoshisetsu@city.mihara.hiroshima.jp
尾道市	衛生施設センター	〒722-0221 尾道市長者原一丁目220番地75	0848-48-2900	0848-48-2820	eisei@city.onomichi.lg.jp	eisei@city.onomichi.hiroshima.jp

市町・一部事務組合名	担当課	住所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス 1	メールアドレス 2*
福山市	環境総務課	〒720-8501 福山市東桜町3番5号	084-928-1071	084-927-7021	kankyou-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp	—
府中市	環境整備課	〒726-0002 府中市鶴飼町74番地2	0847-43-9222	0847-43-9223	kankyou@city.fuchiu.hiroshima.jp	—
三次市	環境政策課	〒729-6213 広島県三次市廻神町1820-12	0824-66-3449	0824-66-3168	kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp	—
庄原市	環境政策課	〒727-0003 庄原市是松町20番25	0824-72-1398	0824-72-5517	kankyou-recycle@city.shobara.lg.jp	—
大竹市	環境整備課	〒739-0601 大竹市東栄三丁目4番地	0827-52-5101	0827-52-5180	kankyo-rc@city.otake.lg.jp	kanko-rc@city.otake.hiroshima.jp
東広島市	廃棄物対策課	〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号	082-420-0926	082-426-3115	hgh200926@city.higashihiroshima.lg.jp	—
廿日市市	循環型社会推進課	〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9133	0829-31-0999	junkansuishin@city.hatsukaichi.lg.jp	—
安芸高田市	社会環境課	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-42-1126	0826-47-1206	shakaikankyo@city.akitakata.lg.jp	shakaikankyo@city.akitakata.jp
江田島市	地域支援課	〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地	0823-43-1637	0823-57-4432	chiikishien@city.e-tajima.lg.jp	chiikishien@city.e-tajima.hiroshima.jp
府中町	環境課	〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号	082-286-3242	082-284-7111	kankyouka@town.hiroshima-fuchu.lg.jp	—
海田町	町民生活課	〒736-8601 安芸郡海田町上市14-18	082-823-9219	082-823-7927	tyoumin@town.kaita.lg.jp	—
熊野町	生活環境課	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5606	082-854-8009	seikatsu@town.kumano.lg.jp	—
坂町	環境防災課	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	082-820-1506	082-820-1522	bousai@town.sakal.lg.jp	—
安芸太田町	衛生対策室	〒731-3411 山県郡安芸太田町大字穴1456番地1	0826-23-1120	0826-23-1170	eisei@town.akiota.lg.jp	—
北広島町	環境生活課	〒731-1595 山県郡北広島町有田1234番地	050-5812-1861	0826-72-5242	kankyo@town.kitahiroshima.lg.jp	—
大崎上島町	保健衛生課	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江4968番地	0846-62-0303	0846-62-0304	kankyo01@town.osakikamijima.lg.jp	—

市町・一部 事務組合名	担当課	住所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス 1	メールアドレス 2※
世羅町	町民課	〒722-1192 世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1	0847-22- 4513	0847-22- 2768	kankyo@town.sera.h iroshima.jp	—
神石高原町	健康衛 生課	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 1701 番地	0847-89- 3366	0847-89- 3022	jk-kankyo@town.jin sekikogen.lg.jp	—
安芸地区衛 生施設管理 組合	施設課	〒731-4301 安芸郡坂町 21322 番地の 8	082-885- 2538	082-884- 2205	shisetsu@akieikan. or.jp	—
芸北広域環 境施設組合	事務局	〒731-1513 山県郡北広島町川井 11080 番地 18	0826-72- 8871	0826-72- 8303	g-kouiki@town.kita hiroshima.lg.jp	—
三原広域市 町村圏事務 組合	不燃物 処理工 場	〒722-1414 三原市八坂町 10227 番地	0848-62- 1200	0848-62- 1330	kankyoshisetsu@cit y.mihara.lg.jp	—
広島中央環 境衛生組合	総務課	〒739-0022 東広島市西条町上三永 10759 番地 2	082-426- 0852	082-426- 0674	hc4260820@hirochu- k.jp	—

※メールアドレス 1 が LGWAN 専用でインターネット経由のメールが受信できない場合は、メールアドレス 2 に受信可能なアドレスを記載

3. 支援要請・支援受入

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 県と事業者団体との協定の内容を知らなかったため、要請が遅れた。
- 支援要請の具体的な手続きが定められておらず、混乱した。
- 協定に基づく具体的な支援内容が分からなかったため、適確な要請ができなかった。
- 支援を求める業務を具体的に示せなかった。
- 課題・手法の提案に応えられる人員配置ができなかった。
- 支援団体との調整や受入れ体制を整えるための人員が不足。

概要

(1) 支援メニューの確認 → (2) 支援が必要な項目の確認 → (3) 支援要請 → (4) 支援の受入
各支援団体に対し支援要請を行い、災害廃棄物を迅速処理できる体制を確保する。

(1) 支援メニューの確認 [発災 1 日後]

関係団体による支援を受けることが可能な項目は次のとおり。(平成 30 年 7 月豪雨災害において活用例があるものを中心に掲載した。) ※ここでいう支援とは、民間事業者への緊急随契による委託等ではなく、協定や善意の協力等に基づき行われる支援をいう。

①廃棄物処理に係る支援

表 3-1 関係団体による支援内容等

支援団体	支援内容	費用負担等	要請窓口・手続き
市町と関係団体の協定に基づく支援	各協定の内容に従う。 県の協定と内容が重複する場合は、市町の協定を優先する。	—	市町→団体
県と関係団体の協定に基づく市町への支援	(一社) 広島県資源循環協会 ○災害廃棄物の仮置場の設置及び管理 ○災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分 ○前各号に伴う必要事項 ※下線は主なもの	初期対応は無償を基本とする(※)	市町→県→団体
	(一社) 広島県清掃事業連合会 ○災害廃棄物の撤去、収集運搬 ○災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬 ※下線は主なもの	無償(※)	市町→県→団体
	広島県環境整備事業協同組合 ○災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な機材、物資等の提供	無償	市町→県→団体
	広島県環境保全事業協同組合 ○災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な人員の派遣 ○その他災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し必要な事項	無償	市町→県→団体
全国の自治体((公社)全国都市清掃会議)	災害廃棄物の収集運搬に係る人員・機材の提供	—	市町→県→環境省→全都清・各自治体
中国ブロックの自治体(災害廃棄物対策中国ブロック協議会)(事務局:中国四国地方環境事務所)	災害廃棄物処理に必要な人員の派遣等	—	市町→県→環境省→各自治体
D. Waste-Net(事務局:環境省)	災害廃棄物処理に関する知識・経験を有する専門家の派遣等	—	市町→県→環境省→構成メンバー
全国の自治体	災害廃棄物処理に必要な人員の派遣等	—	各自治体等(プッシュ型派遣)
自衛隊	災害廃棄物の撤去	—	市町→県→環境省(国災対本部)
(県からの専門家派遣)	災害廃棄物の処理方法、処理先の確保、発生量推計等支援	—	市町→県
(近隣市町による生活ごみ等の緊急受入れ)	処理施設が被災し受入ができない場合の代替受入れ	原則有償	市町→(県→)近隣市町

・市町社会福祉協議会を通じたボランティア ・地域のシルバー人材センターを通じたシルバー人材	災害廃棄物の撤去等	—	市町→団体
--	-----------	---	-------

※無償支援期間の考え方については、3. (5) を参照。

② (参考) 災害対応全般に係る支援 (人的支援など)

中国5県の相互支援協定や、被災自治体応援職員確保システム(総務省)等により、発災直後から防災部局を中心とした様々な人的支援が行われるが、これらの支援の中で災害廃棄物のエキスパートが派遣された事例もあるので、防災部局と連携して積極的な要望を行うことが効果的。

(2) 支援を要請する事項・内容の確認 [発災2日後～1週間]

① 支援が必要な事項の確認 (4. (2)、5. (2) の内容に沿って支援を要する項目を確認する)

- 廃棄物処理に係る人員、機材(車両・重機等)の不足がないか。
災害廃棄物の収集運搬、生活ごみの収集運搬、し尿等の収集運搬、仮置場の管理 等
- 災害廃棄物の処理に関する全体的な知見が不足していないか(経験のある職員はいるか)。
- 焼却施設・し尿処理施設等での生活ごみ・し尿等の受入れに支障はないか。(支障がある場合、復旧見込みはどうか)。
- 市町の事務処理要員は足りているか。
不足が生じている場合は、可能な限り具体的に不足量を見積もる。

② 支援要請先の決定

- 必要な支援を実施可能な団体を選定する。各団体の実施可能事項について不明な点がある場合は、適宜県に相談する。

(3) 支援要請 [発災2日後～1週間]

- 関係団体と市町の協定に基づく要請
(各協定及び関連する規定に従い対応する。)
- 関係団体と県との協定に基づく支援要請の手続き
 - ①市町：様式2により要請事項・要請先団体等の必要事項を記載し、県(循環型社会課)に電子メール^{*}で送付するとともに、電話により口頭で概要を伝える。
※例外的にFAXで送付する場合は、あらかじめ県に電話で連絡する。
 - ②県：様式2により要請先団体に電子メールで市町からの要請内容を送付するとともに、電話により口頭で概要を伝える。(市町から要請がある度に随時実施)
 - ③支援団体(支部含む)から市町に連絡し、支援の具体的な内容について相互に調整する。

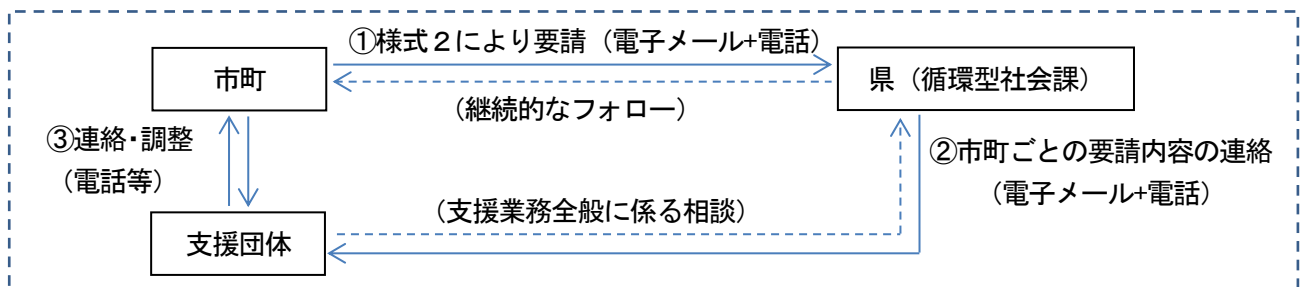


図 3-1 関係団体と県との協定に基づく支援要請の手続き

○その他の支援

全国都市清掃会議の調整による収集運搬人員・機材の派遣、D. Waste-Net による支援等、国が調整を行うものについては、上記に準じて、県が窓口となり市町の要望をとりまとめる。具体的な手続きについては、災害毎に通知する。

(D. Waste-Net による支援等は、市町の対応状況等を踏まえ、要請がなくても、自主的に支援を行う場合がある。)

※人員等の不足量を見積もることが困難な場合は、まず支援が必要な項目のみ伝達し、支援の具体的な

内容については現場を確認しながら支援者と協議して判断する。

(4) 支援の受入れ [発災3日後～2週間]

①執務スペース・駐車場等の確保

②指示体制の確保

- 調整・指示を行う市町側の担当窓口を支援団体ごとに一本化する。
- 複数の人員が派遣される場合、複数団体が同種の業務に従事する場合には、できるだけ支援団体側で業務を統括するリーダーを置くようにする。
- 広島県資源循環協会からの支援については、協会がR3.3月に策定した「(一社)広島県資源循環協会災害廃棄物処理等運営要領」に基づき、速やかに支援の具体的な調整を行う。

■平時における備え

- 協定締結先団体等への具体的な支援要請手続きを定め、関係者間で共有しておく。
- 地域の処理業者、業界団体支部等とあらかじめ災害時の対応についてとりきめておく。
- 市町と関係団体の協定の内容を確認し、要請可能な支援内容のリストを作成しておく。
- 災害時の支援要員用の執務スペースや、収集運搬車両の拠点となる場所をあらかじめ想定しておく。
また、支援要員の宿泊可能な生活拠点を事前にリスト化しておく方が望ましい。

(5) 県と関係団体の協定に基づく無償支援の期間について

- 本マニュアルが対象とする初動対応期間（2週間程度）については、原則として協定に基づく無償支援の対象とする。ただし、別途重機の調達を行う場合等、これにより難しい場合は、市町と支援団体との間で個別に協議する。
- 初動対応期間終了後は、市町と支援団体で協議の上、有償での業務委託に順次移行する。
※無償支援の期間中に有償委託に移行するための予算を確保しておく必要がある。
- 広島県資源循環協会との協定に基づく業務単価については、協会が定める災害廃棄物処理等運営要領によるものとする。(R3.3月に覚書を締結。単価は定期的に見直しを行う)

【関係団体連絡先】

機関名	住所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
(一社) 広島県資源循環協会	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47	082-247-8499	082-247-9719	hshigen@gol.com
(一社) 広島県清掃事業連合会	〒730-0051 広島市中区大手町三丁目1-3 IT大手町ビル10階	082-545-5345	082-543-2773	hiroseiren2015@gmail.com
広島県環境整備事業協同組合	〒730-0841 広島市中区舟入町2番20号 三栄広島ビル101	082-208-0512	082-208-0513	info@hirokankyou.jp
広島県環境保全事業協同組合	〒730-0051 広島市中区大手町三丁目1-3 IT大手町ビル10階	082-546-9087	082-546-9088	hirohokyo@gmail.com

県の役割

- 市町からの要請を受け、支援団体への協力要請を行う。
- 情報連絡要員（厚生環境事務所・支所職員）による市町訪問等により、市町の支援ニーズを把握する。
- 広域的な支援が必要となる場合は、市町からの要請や国による調整の状況も踏まえつつ、他県の担当窓口と支援に係る連絡調整を行う。

4. 一次仮置場の確保・運営

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 仮置場を事前に選定しておらず、発災後の仮置場の確保に苦慮した。
- 交通遮断により担当課がすぐに現地に入れなかった。
- 住家に近い仮置場は近隣からの苦情があった。
- 分別指導まで手が回らず混雑化を避けられなかった。
- 分別区分をどのようにすべきか分からなかった。

■環境省災害補助金に関する留意事項

- 補助金の交付を受けるには、国への提出書類（災害報告書）や査定資料の作成に備えた対応をしておくこと。
 - ・仮置場内の状況や災害廃棄物の収集・運搬・処理の状況が確認できる写真。
 - ・仮置場で仮囲いや敷鉄板等の仮設物を設置している場合、その数量等を確認できる図面。
 - ・仮置場を設置した場合は、被災状況や収集の体制等を考慮したうえでの設置理由等の整理。
 - ・仮置場での誘導員数の必要性の整理。
 - ・事業費の根拠となる作業日報や運行記録、処理伝票等。
- 事業者処理委託する場合、3者見積又は入札による業者選定を基本とする。
ただし、3者見積によって選定した場合でも、周辺状況や過去の事例と比較して極端に費用が高い場合は、その理由の説明が必要。

概要

- (1) 場所の選定 → (2) 管理体制・レイアウト等の決定 → (3) 住民への周知 → (4) 搬入開始
→ (5) 一次仮置場からの搬出開始
- (※詳細は、令和 2 年 6 月に県が作成した「一次仮置場の設置運営に係る手引き」を参照
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/861062_8071375_misc.pdf)

(1) 場所の選定 [発災 1 日後～ 2 日後]

①仮置場の候補地選定

- 次の事項を考慮してあらかじめ仮置場の候補地を選定する。
 - ・廃棄物処理施設（ごみ処理施設、最終処分場（跡地を含む））、グラウンド、公園、未利用工業団地等の公有地（※学校等の避難場所として指定されている施設、周辺住民や環境への影響が大きい地域は避けること）。
 - ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）。
 - ・効率的な搬出入ルートや大型車両の走行に必要な道路幅員が確保できる。
- 発災後直ちに場所等を確認できるように、仮置場候補地の一覧表を作成し、地図にプロットする。

表 4-1 仮置場候補地 一覧 ※市町があらかじめ記載

所管部署 (連絡先)	施設名	所在地	面積 (m ²)	搬入出可能な 車両の大きさ	備考

②仮置場の決定

- あらかじめ定めた仮置場の候補地から、次の事項を考慮して使用する仮置場を決定する。その後、関係部局と周辺住民への説明も実施する。
 - ・被災により使用不能になっていない。
 - ・被災によりアクセスが大幅に制限されていない。
 - ・被災者が車両等により自ら搬入できる範囲（住民による自己搬入を想定していない場合はこの限りではない）。

- ・公有地が望ましい。
- ・可能な限り広く（目安は3,000 m²以上）、長期間使用できることが望ましい。
- ・舗装されていることが望ましい。
- ・推定した災害廃棄物の発生量を考慮した数及び面積を確保する。

（災害廃棄物発生量の推計式は、以下の環境省ホームページを参照して計算すること

http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/pdf/046_gi14-2.pdf）

- 水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみが排出され、自治体が指定した場所以外に住民が独自で利用する自主的な仮置場が設置される場合もあるため、速やかに市町による設置を検討する（平成30年7月豪雨における広島県内の事例では、最短で翌日から仮置場を設置した自治体もある）。
- 住家が近接する場所に廃棄物が積み上がらないよう、仮置場に係る相談窓口等を速やかに広報し、道路寸断等でやむを得ず積み上がった場合は、自治会等と連携して場所を確認・整理した上で、道路復旧後優先的に撤去する。
- 地区が孤立している場合は支所、自治会等と連携し、地域で対応する。
- やむなく学校や住家が近接している場所を仮置場として使用せざるを得ない場合においては、使用期間中に大気、騒音、振動等の環境モニタリングを行うなど、周辺への影響を確認し、優先的に災害廃棄物を撤去すべき仮置場を把握しておく。
- 住民から苦情が生じた際には、具体的な内容を聞き取りの上、必要な環境保全対策を講じる。
- 便乗ごみになりやすい廃家電類などは、自治体や一部事務組合が運営するクリーンセンターなどの管理可能な場所への直接持込に限定することも考えられる。
- 災害廃棄物の発生状況や運営費用等を総合的に考慮し、仮置場の当面の開設期間を定める（開設期間の延長は随時検討する）。

■平時における備え

- 周辺住民や環境への影響、搬入道路の状況等を踏まえ、できる限り広い面積を確保できるよう、あらかじめ公有地や未利用民有地をリストアップして仮置場の候補地を選定し、地図にプロットするなどして場所を確認できるようにしておく。
- 管理を見越してトイレや水道の可否を選定条件に入れることも考慮する。

(2) 管理体制・レイアウト等の決定 [発災1日後～2日後]

①仮置場のレイアウト（分別配置図、車両動線）の決定

- 仮置場ごとに分別区分を定めて保管位置を決める。
- 分別区分は次の区分を参考に決定する。
- 仮置場内を円滑に通行できるように一方通行の動線とするよう努める。
- 渋滞緩和のため、入口から数台分の待機スペースを取っておくことが望ましい。

表 4-2 分別区分

分別区分	具体例
木くず	柱、梁等（リサイクル可能なもの）
可燃物（畳、布団等）	畳、布団、家具、その他可燃物
不燃物	ガラス、瓦、レンガ等
石膏ボード	石膏ボード
スレート板	スレート板
コンクリートがら	コンクリート破片
家電類	家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）、その他家電
金属類	各種金属製品
処理困難物（危険物）	消火器、ガスボンベ、灯油等

注. 家電類は便乗ごみの排出を促進する可能性もあるため、自治体判断により仮置場レイアウトから除外したり、クリーンセンターなど管理可能な場所への直接持込に限定したりすることも考えられる。

注. 上記区分のほか、土砂災害時には、廃棄物混入土砂（市街地に流入し、流木その他廃棄物と混在している堆積土砂等）をレイアウトに追加する。

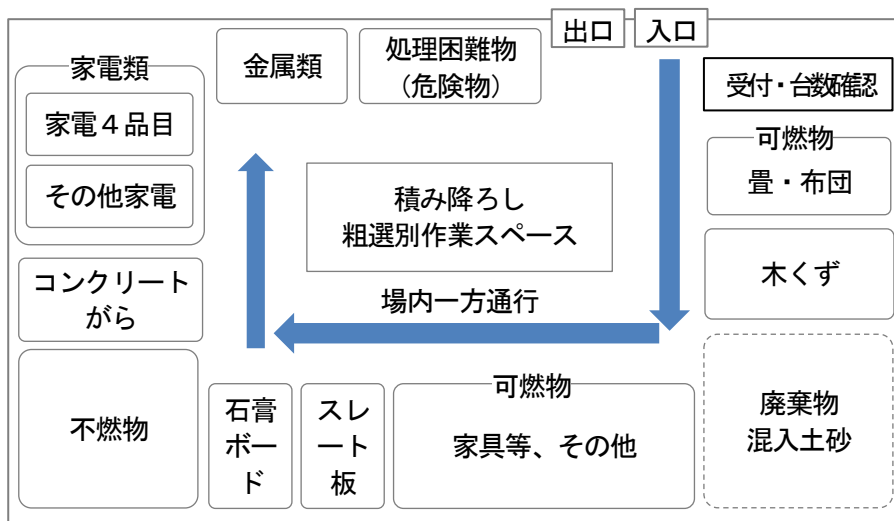


図 4-1 標準的な仮置場レイアウト

注. 災害の種類により配置の割合は変更する必要あり（地震時はがれき類等が増え、風水害時には量（ふとん、マットレス）が増えるなど）

②必要資機材の確保

- 仮置場の運営に必要な資機材（下表参照）をあらかじめ準備する。
- 緊急随契などで速やかな委託発注を検討する。
- 産業廃棄物業者の活用を検討する（「7.受け入れ先の確保（緊急対応）」を参照）。

表 4-3 仮置場の必要資機材

必要資機材	備考
敷材	車両動線のぬかるみ防止のため。 未舗装地には砕石や鉄板敷設などが望ましい
フェンス	仮置場の周辺を囲むため。（粉じん対策）
立て看板	分別区分を示すため。
見せごみ	分別区分を示すため。
重機	粗選別等に用いるため。 フォーク付きのバックホウ、グラップル等
薬剤	害虫発生防止のため。 安全データシート等により安全性を確認すること
撮影機材	仮置場の利用状況を記録するため。 デジタルカメラ（できればGPS機能付）やドローンなど
テント	受付用
仮設トイレ	受付用

③仮置場の管理人数の決定

- 仮置場における次の管理業務を実施するために必要な人員を決める。
 - ・仮置場及びその周辺の交通整理、車両誘導
 - ・車両からの荷下ろし、分別の手伝い（分別指導を含む）
 - ・搬入時間外の警備（不法投棄防止、盗難防止）
- 搬入される災害廃棄物の量や仮置場の広さ等の状況に応じて、随時人数を調整すること。

表 4-4 仮置場の役割と必要人数例

仮置場の役割	人数
受付	2人
交通誘導	2人
分別指導・荷下ろし補助	5～6人
重機オペレーター	2人

※発災後ただちに人員を確保できるように、仮置場の必要人数と役割を整理しておく。

④仮置場の管理の委託・要請

- 仮置場管理業務は委託・要請することができる。必要な人員は、職員のほか、協定に基づく無償支援、有償委託（建設業者、廃棄物関係業者、警備会社等）により確保し、常時複数人が作業に当たれる体制とする。

表 4-5 仮置場管理業務の委託・要請先

管理業務候補先	対応手段等
産業廃棄物関係業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害支援協定に基づき広島県資源循環協会に対して、仮置場の管理に係る人員及び資機材の支援を様式2により要請。 ・無償支援は要請から2週間。 ・以後あらかじめ決めた単価表を参考に業務委託。
一般廃棄物関係業者	<ul style="list-style-type: none"> ・同上。平時にあらかじめリスト化する。
建設業者	<ul style="list-style-type: none"> ・同上。平時にあらかじめリスト化する。
警備会社	<ul style="list-style-type: none"> ・同上。平時にあらかじめリスト化する。
市町職員OB	<ul style="list-style-type: none"> ・市町OB会事務局に協力要請
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市町社会福祉協議会を通じたボランティア ・地域のシルバー人材センターを通じたシルバー人材 ・自治会長などを通じた地元住民 ・他自治体の応援職員

■平時における備え

- 管理体制を事前に定めておく（災害廃棄物担当課以外の全庁的な管理体制を確保する）。
- 事前に選定した仮置場の候補地ごとに、あらかじめ仮置場のレイアウト（分別配置図、車両動線）を定めておく。
- 仮置場の管理業務に必要となる人員や資機材の確保について関係業者・業界団体と災害支援・応援に係る協定を締結しておく。
- 市町が保有する資機材については、保管場所を確認できるように一覧表を作成し、各担当部署で定期的に確認しておく。
- 廃棄物が混載状態で搬入されると車両の渋滞を誘発するため、分別方法について周知しておく。
- 仮置場管理の業務委託について、契約単価を事前に定めておく。

(3) 住民への周知 [発災1日後～2日後]

①仮置場利用に関する広報内容の決定

- 混合廃棄物にならないための仮置場の利用方法や留意点などを決定する。

表 4-6 広報内容

<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の場所、搬入開始日、搬入時間・曜日、搬入終了日 ※廃家電などの便乗ごみになりやすいものは、自治体等が管理可能な場所への直接持込に限定したり、引き取りの場合でも写真撮影及び現物確認を必須としたりするなど工夫 ・仮置場の案内図、分別方法別配置図 ・分別方法 ・仮置場に持ち込み不可であるもの（生ごみ（生活ごみ）、有害廃棄物、引火性のもの）と、それらの処理方法 ・災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書など（罹災証明書は発行まで時間がかかる））

②仮置場利用に関する広報の実施

- 仮置場の現地や避難所の張り紙・立て看板、自治会等の回覧版、広報紙、自治体ホームページ、地域のCATV やラジオ、地元紙の取材等、様々な手段で広報・周知する。
- 住民からの問合せに対応できるように、自治体の庁内で広報内容を情報共有する。

■平時における備え

- 広報資料はあらかじめひな形を作成する（住民向け、ボランティア向けなどの対象者別や、掲示用・配布用チラシ、広報紙・ホームページ・SNS などの媒体別に作成）。
- 基本的な分別方法はあらかじめ周知しておく。（定期的に配布する一般ごみ収集の案内などに災害時の分別方法を示すなど）
- 各市町の社会福祉協議会の担当者と連絡先を共有しておく。

(4) 搬入開始 [発災 1 日後～ 2 日後]

①片付けごみの搬入管理

- 搬入の受付（搬入者の確認、搬入物の確認、搬入台数のカウント）、場内案内、分別指導、荷下ろし等の人員を確保し、混合ごみを抑制する。
- 分別指導を適切に行うため、分別スペースには、掲示板のみでなく管理職員を配置する。
- なるべく奥の方からごみを置いていく、重機による整理とかきあげを行う（仮置場管理業務として廃棄物処理業者に委託する）といった工夫により、効率的に土地を活用する。
- 分別を促す見せごみ（種類別に集積した山）を設置することで、後から搬入する住民が前例に倣い分別された状態で廃棄物の仮置きが進み、混合ごみの発生を抑制する。
- 不法投棄や便乗ごみ禁止の掲示を行い、夜間等は閉鎖する。

表 4-7 受入れ判断に迷った場合の問合せ先

問合せ先	担当課	電話番号
広島県	環境県民局循環型社会課	082-513-2958

②二次災害の防止

- 可燃物、木くず等の廃棄物の山は高さ 5 メートル以下、一山当たり設置面積 200 m²以下、堆積物の間隔を 2 メートル以上開けるなどして火災を予防する。
- 生ごみの持込禁止、薬剤の事前準備、散水などにより、仮置場周辺の衛生環境を維持する。
- 未舗装の仮置場には砕石や鉄板設置、仮舗装などにより、車両・重機の通行確保や汚水の浸透防止を図る。
- 作業時には手袋、ヘルメット、防塵マスク等を準備し、作業員の安全を確保する。

■平時における備え

- 受入れ判断に迷った場合の事例を整理し、問合せ先を確認

(5) 一次仮置場からの搬出開始 [発災1週間後～]

一次仮置場から、処理先もしくは二次仮置場に搬出する。搬出に際しては、一次仮置場の運用状況（分別状況等）について搬出先と情報共有し、搬出先で行う必要がある作業（ふるい機での選別等）について事前に調整しておく。（※「7. 受入先の確保（緊急対応含む）」を参照。）

■平時における備え

○考えられる処理先及び二次仮置場を地図にプロットするなどし、一次仮置場からの運搬ルートを検討しておく。

県の役割

- 市町から情報を収集し、仮置場の設置・管理状況について、市町と情報共有するとともに、課題等を把握し、必要な助言等を行う。
- 災害廃棄物の発生量が多い市町へは、情報連絡要員（厚生環境事務所・支所職員）が訪問し、現地確認を行う。
- 仮置場として利用可能な県有地について市町に情報提供する。

5. 収集・運搬体制の確保

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 収集運搬方針の決定に時間を要し、災害廃棄物が道路に山積した。
- 道路寸断により市町で設定した仮置場への運搬ができず、管理する者がいない仮置場が発生した。
- 急ぎの発注方法が不明。
- 土砂系は手持ちの車両（パッカー車）では対応できなかった。
- 平時の一廃収運業者に運んでもらったが、ペースが遅かった。
- 一次仮置場までの運搬は住民に任せるしかなかった。

■環境省災害補助金に関する留意事項

- 補助金の交付を受けるには、国への提出書類（災害報告書）や査定資料の作成に備えた対応をしておくこと。
 - ・仮置場内の状況や災害廃棄物の収集・運搬・処理の状況が確認できる写真。
 - ・事業費の根拠となる作業日報や運行記録、処理伝票等。
- 事業者処理委託する場合、3 者見積又は入札により業者選定を行うことを基本とすること。
ただし、3 者見積によって選定した場合でも、周辺状況や過去の事例と比較して極端に費用が高い場合は、その理由の説明が必要。

概要

(1) 収集対象箇所の把握 → (2) 運搬車両・人員の確保 → (3) 収集・運搬方針の決定 → (4) 運搬開始
被災現場から一次仮置場及び処理施設への災害廃棄物の収集・運搬に係る方針を決定、収集ルートの設定、人員・機材の確保を行う。

災害廃棄物は生活ごみ（避難所のごみを含む）と分けて収集を行う必要があることに留意する。

(1) 収集対象箇所の把握 [発災 1 日後～随時更新]

- 自治会等と連携し、収集対象となる拠点（ごみステーション、戸別回収を行うエリア、その他市が指定する場所等）を地図にプロットするなどして整理する。
- 道路の寸断などですぐに収集できない地区についても、道路復旧後速やかに収集開始できるよう、関係部署からの情報やひろしま道路ナビの道路規制情報等を確認する。

(2) 運搬車両・人員の確保 [発災 1 日後～1 週間後]

①収集・運搬車両、作業人員の確保

- 平時の人員・機材で対応可能か検討する（生活ごみの収集・運搬を考慮して確保する）。
- 地域の一般廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物収集運搬業者に協力を求める。あらかじめ協定を締結している場合は、協定を活用する。
- 県に広域的な収集・運搬車両確保の支援を要請する。（県と関係団体の協定に基づく支援、全都清による全国自治体の支援）
- 水害時には水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物の運搬が必要になるため、平積みダンプや積み下ろしの重機も合わせて確保する。

②委託による収集・運搬

- 物価本や市町の公共工事積算単価等の公表されている金額を用いる、3 者見積もりを取る等、可能な限り適正な価格により契約できるように契約単価を設定する。

表 5-1 緊急随契を行う際の注意点や、緊急特例工事で対応した例

項目	事例
緊急随契を行う際の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は可能な限り3社分とる（とれなければ辞退届を徴収） ・出面での清算を行う場合、写真管理や積算方法等を依頼時に業者へ指示しておく ・随意契約とした合理的な理由を整理しておく
緊急特例工事で対応した例	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の管理運営業務 ・家屋解体工事 ・民有地の土砂等撤去工事 等

○許可の取扱い：市町が一般廃棄物の収集運搬を委託する場合、受託者は一般廃棄物処理業の許可を有する者でなくてもよいが、委託基準を遵守する必要がある。

(3) 収集・運搬方針の決定 [発災1日後～2日後]

○収集・運搬方針の考え方は次のとおり。

- ・収集運搬は平時と同様に市町が行う事を基本とし、速やかに、業界団体等の支援を得ながら、収集運搬体制を構築する。
- ・市町による収集運搬体制構築までの間を中心に、住民による自己搬入を受け入れる。

○その他検討すべき事項は次のとおり。

- ・ステーション回収・戸別回収の実施有無、実施しない場合の収集方法（仮置場は設置せず直接（クリーンセンターなどの処理先に）搬入など）。
- ・通常のごみ収集を継続するか否か。（災害廃棄物対応のため、一部のごみ収集を1週間程度停止することも有効）。
- ・腐敗性廃棄物や有害廃棄物・危険物など優先して収集運搬する廃棄物。

表 5-2 市町による運搬と住民による自己搬入の留意事項

区分	市町による運搬	住民による自己搬入
概要	・住民が自宅の敷地外に排出した片付けごみを市町が巡回回収する。	・市町が設置・管理する仮置場に、住民が片付けごみを直接搬入する
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の負担を小さくできる ・仮置場の設置数を抑制できる ・収集段階で分別できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間に被災地から災害廃棄物を搬出できる ・仮置場での分別・管理を行うことで、ごみの混合化や周辺生活環境への影響を防ぐことができる
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬員・作業員数を多く要する ・収集運搬計画を立てる必要がある ・収集段階で確実な分別をするために、収集運搬員・作業員へ教育が必要になる ・収集運搬能力が不足すると、路上に災害廃棄物があふれて、交通に支障をきたす事態となる ・被災規模が大きい場合、市町による運搬のみでは生活環境の悪化を招くことなく収集しきことは難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の負担が大きくなる ・搬入車両により、渋滞を招く恐れがある ・被災者の利便性のため、仮置場の設置数を多くする必要がある ・仮置場作業員が不足すると、分別の徹底が難しくなり、多量の混合廃棄物が発生するおそれがある

出典：「災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成29年3月、環境省東北地方環境事務所）をもとに作成

(4) 運搬開始 [発災2日後～1週間後]

①道路の確保

○道路啓開状況を確認し、運搬ルートを確保する。

②運搬の開始

○市町・収集事業者の車両による運搬を開始する。

- ・(2) で確保した車両により運搬を開始する。
- ・運搬量（仮置き量）を重量（体積）別車両台数や、計量により把握する。

○住民やボランティア等による運搬を開始する。

- ・被災現場から一次仮置場の距離が短い場合など、住民による自己搬入を開始する。

- ・住民や、ボランティアに対して、運搬前の被災現場における分別方法や、仮置場への運搬後の分別の留意点等を十分に広報・周知する。

■平時における備え

- 仮置場の設置箇所・対象エリア、収集方法（ステーション回収の実施可否）を検討しておく。
- 仮置場設置箇所を考慮した市町による収集ルート及び住民による自己搬入ルートを検討しておく。
- 処理・処分事業者の検討や、処理先の受入基準、搬入要領を確認しておく。
- 平時から災害廃棄物の収集方法（仮置場の設置、生活ごみとの分別、収集方法など）について住民に広報・啓発しておく。
- 平時から一般廃棄物の処理委託業者及び許可業者と災害時における協力体制の構築に努める。
- 利用可能な運搬車両の所在、運搬台数、運搬可能量を検討しておく。
- 地元企業との事前協定を締結しておく。
- 契約単価をあらかじめ定めておく。

県の役割

- 市町からの収集・運搬車両及び人員の確保に係る要請や把握した支援ニーズを受け、支援団体への協力要請を行う。

6. 住民等への広報

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 広報すべき項目がわからず、仮置場の情報等について広報が遅れた。
- 発災当初、職員への意識統一がされず住民に誤った情報を伝えるなどトラブルが発生。
- 問合せ対応に多くの手間をとられ、処理の実務を進められなかった。
→ 専用の問合せ窓口を開設により改善

概要

- (1) 広報項目の整理 → (2) 広報の実施 → (3) 問合せ対応
災害廃棄物を適正、迅速に処理するために、住民、ボランティア、事業者等へ広報を行う。

(1) 広報項目の整理 [発災 1 日後～2 日後]

① 広報項目の検討

表 6-1 必要な広報項目

	項目	内容
仮置場に関する情報	一次仮置場の設置状況	場所、設置予定期間、分別方法、収集期間、処理の概要
災害廃棄物に関する情報	災害廃棄物の収集方法	戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物などの排出方法
	禁止事項の案内	便乗ごみ（災害と関係のないごみ、産廃）の排出、不法投棄、野焼き、生活ごみ（生ごみ）の搬入
	問合せ窓口	市町への問合せ窓口、ボランティアの支援依頼窓口
	生活系ごみ、し尿の収集	収集方法等
	被災自動車等の確認 ^{※1}	所有者確認、保管場所、期間、手続き等
	被災家屋の撤去等 ^{※1}	対象物、手続き等
	費用の償還 ^{※1}	がれき混じり土砂撤去、家屋解体の費用償還（市町等が償還を実施する場合）
思い出の品等 ^{※1}	保管・引渡しに関する情報	

※1 発災 2 週間以降など、応急対応期以降に特に広報が必要な項目

※2 : 本マニュアルの対象範囲ではないが、併せて広報が必要となる項目

② 広報媒体の検討

- チラシ、掲示（避難所、仮置場、ごみステーション等）、広報紙、広報車、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、新聞、ラジオ 他

(2) 広報・周知の実施 [発災 1 日後～随時]

① 仮置場等の現地における広報により周知を図る。

- 仮置場、ごみステーションに張り紙や立て看板をしたり、職員や支援者等によるパトロールをしたりするなどして周知を図るなど、直接的な広報が必須。
- ボランティアセンターと連携し、ボランティアに対して仮置場等への運搬及び分別方法に係る情報を提供する。
(仮置場の場所を自治会長が選定し、自治会と連携して住民に周知を行った事例もあった。)

② ホームページや SNS など、不特定多数向けの媒体により周知を図る。

- 自治会等の回覧版、チラシ、広報車広報紙、自治体ホームページ、地域の CATV やラジオ、地元紙の取材等、様々な手段で広報・周知する。
- 住民やボランティアだけではなく、事業者に対する広報を実施し、事業系災害廃棄物の適正な処理を促す。

③ 災害本部との連携

- 意思統一のため、広報・周知に当たっては、災害本部の広報班と連携を行う。

7. 受入先の確保（緊急対応等）

■平成 30 年 7 月豪雨災害における課題等

- 処理先の業者選定に時間を要した。
- 混合廃棄物で仮置場が満杯になり、生活環境保全上の支障や、その後の処理への支障が生じかねない事態となったため、県外民間処理施設への緊急一括搬出を実施。
 - ・広範囲の浸水被害があった地域では特にこのような事態が発生しやすいので、注意が必要。
 - ・複数の仮置場の廃棄物を 1 箇所を集約しながら搬出した。
- 出島処分場等の活用
 - ・公社処分場の災害時の受入条件が不明確であったため、受入調整に時間を要した。

■環境省災害補助金に関する留意事項

- 補助金の交付を受けるには、国への提出書類（災害報告書）や査定資料の作成に備えた対応をしておくこと。
 - ・災害廃棄物の収集・運搬・処理の状況が確認できる写真。
 - ・事業費の根拠となる作業日報や運行記録、処理伝票等。
- 事業者処理委託する場合、3 者見積又は入札により業者選定を行うことを基本とすること。
ただし、3 者見積によって選定した場合でも、周辺状況や過去の事例と比較して極端に費用が高い場合は、その理由の説明が必要。

概要

- (1) 一次仮置場の運用状況の把握 → (2) 処理先への搬出
→ (3) (緊急的な搬出が必要な場合) 一括委託による搬出
一次仮置場の保管量、分別状況を把握し、早急な搬出が必要となる仮置場については、混合廃棄物の緊急一括搬出も含め早期に受入先を確保する。

(1) 一次仮置場の運用状況の把握 [発災 1 日後～随時更新]

- ①現地確認、現地管理担当からの情報等により、仮置場の状況を把握する。
(必要項目) 品目ごとの保管量、残容量、分別状況、悪臭・害虫等の発生状況、火災リスク、周辺からの苦情の状況、渋滞状況、搬入車輛数の推移、危険物・有害物の搬入保管状況 等
- ②残り容量が少なく分別や受入れに支障が生じているもの、混廃化等管理状態の悪化により二次災害のリスクが高くなっているもの、腐敗性のもの（廃置等）については、優先的に受入先を確保し、搬出する。

(2) 処理先への搬出 [発災1週間後～]

○受入先の区分と留意事項は次のとおり。

表 7-1 受入先の区分と留意事項

受入先	留意事項
市町（一部事務組合）の処理施設	○可燃物、不燃物等、市町施設で処理可能なものについては、受入条件を確認の上、早急に搬出を開始する。 ○混合状態となっている場合でも、可燃物を抜き出して焼却施設に搬出するなどして、保管量の低減を図る。
県管理埋立地等	○県が設置し、広島県環境保全公社が管理・運営する公共関与最終処分場で受入れが可能な廃棄物については、受入条件を確認の上、搬出を行う。 ○上記の他、県が管理する海面埋立地では分別後の土砂を受入れ可能。
民間処理施設	○一般廃棄物処理業者・産業廃棄物処理業者による処理を行う。 ○過去の災害時の実績を踏まえ、搬出可能な業者をリスト化しておく。 ○処理能力5t/日以上以上の施設で処理する場合は一般廃棄物処理施設の許可が必要であるが、特例により届出で足りる場合がある（品目区分等については別紙1及び別紙2を参照する）。（産業廃棄物処理施設の特例制度の手続きについては、県厚生環境事務所支所（政令市）に相談する。） ○対応可能な業者が分からない場合は、資源循環協会または県厚生環境事務所支所（政令市）に相談する。

(3) (緊急的な搬出が必要な場合) 一括委託による搬出 [発災1週間後～]

○次のようなケースでは、大規模処理業者への委託による緊急一括搬出が有効。

- ・混合廃棄物で仮置場が満杯となっており、分別困難（分別のためのスペースが確保できない）。
- ・悪臭・害虫の発生、火災の発生等、生活環境保全上の支障が生じかねない。

※このような緊急搬出は処理単価の高騰を招く可能性があり、初動期の限られた期間しか補助の対象として認められないこともあるため、あくまでやむを得ない場合の措置であることに留意すること。

○混合状態のまま既存の民間処理施設に移送し、一括処理。

（対応可能な処理業者は全国的にも少数だが、県内でも対応可能な処理業者が出てきている。）

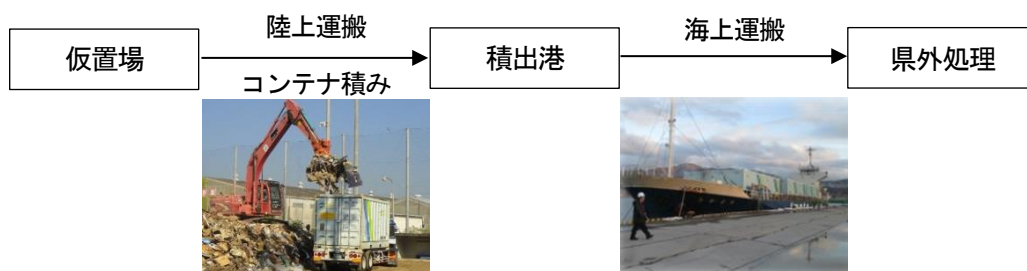


図 7-1 緊急搬出の事例（平成 30 年 7 月豪雨災害）

① 搬出先事業者の確保、事前調整（必要に応じ県・国に相談）

- 事業者に対応可能か確認する。（対応可能な事業者が不明な場合は県・国に相談。）
- 広域的な処理となることから、一括搬出の実施について県に協議する。
- 搬出先の市町村に必要な手続きを問合せする。

② 契約・搬出

- 数量等を確定し、相手方と契約する（緊急対応の場合は随意契約）。
- 廃棄物処理法の規定に基づき、処理施設を管轄する市町村に通知する。
- 委託業者により搬出する。大型車両を用いた搬出となるため、場合によっては、複数の仮置場の廃棄物を1か所に集約しながら実施することで効率的な搬出が可能になる。

■平時における備え

- 市町施設における災害廃棄物の受入条件を検討しておく。
- 一般廃棄物処理施設の特例に対応できるよう、市町条例を整備しておく。
- 市町施設が被災した場合に備え、関係団体や他市町と災害支援に係る協定を締結しておく。
- 県厚生環境事務所との連絡体制について、年度初めに確認しておく。

県の役割

- 広域処理に係る調整を行う。
- 発災後早期に、県管理埋立地等の受入品目、受入条件、所要の手続きをまとめ、市町に通知する。
- 県（産業廃棄物対策課）は利用できる可能性のある施設・業者のリストを市町に提供する。
- 県・公社は災害時の受入条件・手続きをあらかじめ整理しておく。

【関係機関連絡先】

機関名	電話番号	備考
広島県循環型社会課	082-513-2958	緊急一括搬出に係る協議等
広島県産業廃棄物対策課	082-513-2963	産業廃棄物処理施設リストの提供等
広島県西部厚生環境事務所 (担当区域：大竹市、廿日市市)	0829-32-1181	産業廃棄物処理施設の活用に係る特例の手続き等
広島県西部厚生環境事務所 広島支所 (担当区域：府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、北広島町、安芸太田町)	082-228-2111	
広島県西部厚生環境事務所 呉支所 (担当区域：江田島市)	0823-22-5400	
広島県西部東厚生環境事務所 (担当区域：竹原市、東広島市、大崎上島町)	082-422-6911	
広島県東部厚生環境事務所 (担当区域：三原市、尾道市、世羅町)	0848-25-2011	
広島県東部厚生環境事務所 福山支所 (担当区域：府中市、神石高原町)	084-921-1311	
広島県北部厚生環境事務所 (担当区域：三次市、庄原市)	0824-63-5181	

8. その他（初動対応期以降に発生する業務への準備）

初動対応期（発災後2週間）以降に発生する業務に備え、次の事項については初動期間内に対応する。

- 災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保。
- 公費解体に係る周知、要綱の制定等の準備。（解体費用が災害廃棄物処理事業費補助金（環境省）の対象となるか否か確認しておく。）
- 堆積土砂排除事業（国交省）と災害等廃棄物処理事業（環境省）の連携に係る庁内関係部局との協議。

災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況について【〇次報告】

報告日時: 〇年〇月〇日 〇時〇分

自治体名	〇〇市
部署名	〇〇課
担当者名	〇〇
連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1. 住家被害状況

全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
〇棟	〇棟	〇棟	〇棟	〇棟

2. 災害等廃棄物処理事業

事業区分 (ごみ処理、し尿処理、漂着ごみ)	住民用仮置場数※1	仮置場数	災害等廃棄物発生量※2 (t, kL, m ³)	事業費見込額※3 (単位: 千円)	被害及び処理の状況等
ごみ処理	5	2	1,000 t	1,000	【処理】仮置場において災害廃棄物の分別や前処理を行う予定。 可燃ごみ: 〇〇市クリーンセンター 不燃ごみ: 〇〇市最終処分場
し尿処理			100 kL	調査中	【収集期間】〇月〇日～〇月〇日 【処理】〇〇市汚泥再生処理センター

3. 仮置場の設置状況

仮置場所在地名称 (住所)	仮置場設置期間	受入期間	搬入済みの災害等廃棄物量 (t, kL, m ³)	仮置場における廃棄物の主な品目
①〇〇〇〇処分場跡地 (〇〇市△△町1-2)	〇月〇日～〇月〇日	〇月〇日～〇月〇日	100t	可燃物、家電類
②△△公園 (〇〇市〇〇町1-2)	〇月〇日～〇月〇日	〇月〇日～〇月〇日	200t	木くず、可燃物、家電類、不燃物、コンクリートがら

4. 廃棄物処理施設の被害

施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (単位: 千円)	処理する廃棄物	稼働状況 (運転中・停止・その他)	人的・物的被害及び復旧の状況等
クリーンセンター〇〇	〇〇 t/日	平成〇年度	10,000	可燃物	停止	焼却施設の煙突の破損 工業用水の停止による稼働停止

5. 浄化槽(市町村設置型)の被害

施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (単位: 千円)	処理する廃棄物	稼働状況 (運転中・停止・その他)	人的・物的被害及び復旧の状況等
浄化槽(市町村設置型)	50 基	平成〇年度	400	し尿	停止	浄化槽及び排水管の破損 浄化槽周辺の陥没

※1 住民用仮置場とは、被災した住民が片付けごみ等を家屋等から撤去するために、被災地区に近い公有地等に短期間設置する仮置場をいう。

※2 今後の見込みを含めた全体の発生量を記載する。

※3 処理費を具体的に積算するまでは「調査中」と記載する。

※4 それぞれ施設の数だけ記載する。

※5 変更箇所は朱書きとする。

(報告先) 広島県循環型社会課

メールアドレス: kanjunkan@pref.hiroshima.lg.jp

F A X : 082-227-4815

電話番号 : 082-513-2958

※電子メール(またはFAX)で送付するとともに、電話により口頭で概要を伝える。

様式 2

広島県環境県民局循環型社会課長 様

連絡日時: ○年○月○日 ○時○分

要望元	○○市○○課
担当者名	○○
連絡先	○○○-○○○-○○○○

関係団体と県との協定に基づく支援要請

次の内容について、要請を依頼します。

要請先	要請が必要な項目	要望内容	被害状況
(一社) 広島県資源循環協会	○ 災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分	・収集運搬車両(パッカー車、トラック等)及び運転手を派遣してほしい。4 台程度。 ・仮置場での管理業務を依頼したい。	半壊○棟、床上浸水○棟、床下浸水○棟、災害廃棄物発生量概算 100t
	○ 災害廃棄物の仮置場の設置及び管理		
	○ 前各号に伴う必要事項		
(一社) 広島県清掃事業連合会	○ 災害廃棄物の撤去、収集運搬		
	○ 災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬		
広島県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な機材、物資等の提供		
	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な人員の派遣		
	その他災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し必要な事項		
広島県環境保全事業協同組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な機材、物資等の提供		
	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な人員の派遣		
	その他災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し必要な事項		

(報告先) 広島県循環型社会課

メールアドレス : kanjunkan@pref.hiroshima.lg.jp

F A X : 082-227-4815

電話番号 : 082-513-2958

※電子メール(またはFAX)で送付するとともに、電話により口頭で概要を伝える。

災害廃棄物の代表例一覧

災害廃棄物の区分	具体例	産業廃棄物の種類	主な処分方法（例）
木くず	流木・倒木・竹 木製家具（木のみ） 木製家具（複合素材）	木くず 木くず 木くず（使用材料により、廃プラスチック類、金属くず、ガラ陶 など）	破砕、再生 破砕、焼却 破砕、焼却（、選別）
可燃物（畳、布団等）	畳 布団 雑誌類 腐敗性廃棄物（肥料等） 可燃性混合物（廃プラ・木・繊維・紙）	繊維くず、廃プラスチック類 繊維くず、廃プラスチック類 紙くず 汚泥 紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類 など	破砕、焼却 破砕、焼却 破砕、圧縮、焼却、再生 焼却 焼却（、選別）
不燃物	硬質プラスチック製品（プラスチックのみ） 硬質プラスチック製品（複合素材） 陶磁器 ガラス 瓦 不燃性混合物（硬質廃プラ・金属・ガラ陶）	廃プラスチック類 廃プラスチック類、金属くず ガラ陶 ガラ陶 ガラ陶、がれき類（セメント瓦はがれき類） 廃プラスチック類、金属くず、ガラ陶 など	焼却、破砕、（選別、）埋立 焼却、破砕、（選別、）埋立、再生 破砕、埋立 破砕、埋立、再生 埋立 破砕、（選別、）埋立
石膏ボード		ガラ陶（廃石膏ボードを含む）	破砕、埋立、再生 （安定型処分場には埋立不可）
スレート板	アスベスト含有（みなし含む）	がれき類（石綿含有廃棄物）	熔融、埋立
コンクリートがら		がれき類、ガラ陶	破砕、再生、埋立
家電類	小型家電 家電4品目 リサイクル不適品	（専門業者へ委託） （専門業者へ委託） 廃プラスチック類、金属くず	（専門業者へ委託） （専門業者へ委託） 焼却、破砕、（選別、）埋立、再生
金属類	金属製家具 金属製品（金網・ホイールなどの工作物及び自転車類等） 空き缶	金属くず、廃プラスチック類 金属くず、廃プラスチック類 金属くず	破砕、埋立、有価売却 破砕、（選別、）埋立、有価売却 破砕、圧縮、埋立、有価売却
処理困難物（危険物）	消火器 ガスボンベ・スプレー缶 太陽光パネル バッテリー類（自動車・二輪用、工具・掃除機等） 農薬・薬品 廃油・塗料・燃料（灯油、ガソリンなど）	（専門業者へ委託） 金属くず 廃プラスチック類、金属くず、ガラ陶、がれき類 廃プラスチック類、金属くず、廃酸、廃アルカリ 廃酸、廃アルカリ、廃油、汚泥（特管産廃の可能性あり） 廃油（特管産廃の可能性あり）	（専門業者へ委託） （選別、）再生 破砕、（選別、）再生 焼却、（選別、）埋立、再生 焼却、中和 焼却
土砂混じりがれき	分別後のがれき 分別後の土砂（再生利用可能なもの） 分別後の土砂（再生利用できないもの）	がれき類、ガラ陶 廃棄物として扱わない 性状に応じて判断	埋立 土砂処分場 埋立
その他	タイヤ（自動車用、自動二輪車用、農耕・重機用） 医療系・感染性廃棄物 蛍光灯	廃プラスチック類 感染性廃棄物 水銀使用製品産業廃棄物	破砕 焼却破砕、（選別、）再生

- この表は一例であり、災害廃棄物の迅速な処理及びリサイクル推進のために、必要に応じて柔軟に対応して差し支えない。
- 分別可能な複数の品目の混合物は仮置場で分別し、混合物のまま委託しないこと。
例) 木くずとがれき類の混合物、廃プラスチックと陶磁器の混合物など
- 記載内容に係る留意事項は次のとおり
 - 複数の区分（例えば木くずと廃プラスチック）の混合物を処理業者に委託する場合、複数の区分の業許可をもつ業者が対応する必要があることから、一覧表では整理していない。（分別困難なものが発生した場合は個別に対応）
 - 「専門業者へ委託」と記載されているものは、個別の交渉や細かな確認が特に必要とされる場合があるため注意が必要
 - 仮置場で保管できない廃棄物（食品・生ごみ、自動車、PCB など）は具体例に記載していない。（仮置場に持ち込ませない。）
- 産業廃棄物処理施設で一般廃棄物（災害廃棄物）を処理する場合の特例（法第15条の2の5）の対象については別紙2参照

非常災害時において産業廃棄物処理施設で一般廃棄物（災害廃棄物）を処理する場合の特例（廃掃法第十五条の二の五）の対象となる施設について

廃掃法第十五条の二の五の適用により処理が可能となる一般廃棄物（災害廃棄物）は、産業廃棄物処理施設の許可を受けた施設で処理する産業廃棄物と同様の性状のものに限られる。

また、廃掃法第十五条の二の五の特例の対象は、産業廃棄物処理施設の許可を受けた施設に限られるため、産業廃棄物の施設許可の対象でない施設で、処理能力が5トン/日以上の場合、別途一般廃棄物処理施設の施設許可を取得する必要がある。

※廃掃法施行規則第12条の7の16第2項（令和2年7月16日改正により追加）の規定により、非常災害時の特例として、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設で処理することが可能な品目と同様の性状を有する災害廃棄物であれば、そのすべての種類の廃棄物を処理することが可能。

産業廃棄物の施設許可の対象となる施設（廃掃法施行令第7条）

産業廃棄物の種類	処理施設の種類	処理能力等
汚泥	脱水施設	10 m ³ /日を超えるもの
	乾燥施設	10 m ³ /日を超えるもの
	天日乾燥施設	100 m ³ /日を超えるもの
	焼却施設	5 m ³ /日を超えるもの
200 kg/時以上のもの		
火格子面積が2 m ² 以上のもの		
廃油	油水分離施設	10 m ³ /日を超えるもの
	焼却施設	1 m ³ /日を超えるもの
		200 kg/時以上のもの
		火格子面積が2 m ² 以上のもの
廃酸、廃アルカリ	中和施設	50 m ³ /日を超えるもの
廃プラスチック類	破碎施設	5 t/日を超えるもの
	焼却施設	100 kg/日を超えるもの
		火格子面積が2 m ² 以上のもの
木くず、がれき類	破碎施設（排出事業者が設置する移動式の施設を除く）	5 t/日を超えるもの
有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥	コンクリート固型化施設	すべての施設
水銀又はその化合物を含む汚泥	ばい焼施設	すべての施設
廃水銀等	硫化施設	すべての施設
シアン化合物を含む汚泥、廃酸、廃アルカリ	分解施設	すべての施設
廃石綿等、石綿含有産業廃棄物	熔融施設	すべての施設
廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物	焼却施設	すべての施設
廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。）、PCB処理物	分解施設	すべての施設
PCB汚染物、PCB処理物	洗浄施設、分離施設	すべての施設
汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物以外のもの	焼却施設	200 kg/時以上のもの
		火格子面積が2 m ² 以上のもの
遮断型産業廃棄物	遮断型最終処分場	すべての施設
安定型産業廃棄物	安定型最終処分場	すべての施設
管理型産業廃棄物	管理型最終処分場	すべての施設

産業廃棄物の分類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラ陶（ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず）、鉱さい、がれき類、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物処理物